地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

平成２６年６月
総務省自治税務局

１　改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第４号）の施行等に伴い、法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税に係る様式及び記載要領について、所要の整備を行うもの。

２　主な改正の内容

（１）地方法人税の創設に伴い、外国税額控除等に係る様式及び記載要領について所要の措置を講ずる。
（２）その他法人税の様式改正に伴う所要の措置等を講ずる。

３　施行期日

公布の日から施行する。ただし、上記２（１）については、平成２６年１０月１日から施行する。